

# 優先出資の募集に関する決定公告

平成23年12月29日

組 合 員 各 位

福島県相馬市中村字大町69  
相 双 信 用 組 合  
理 事 長 庄 子 勇 雄

優先出資の募集について、下記のとおり決定いたしましたので公告いたします。

## 記

### 1. 募集優先出資の内容

- (1) 優先的配当の額（以下「優先的配当金」という。）の額面金額に対する率（以下「優先的配当率」という。）は、次のとおりとする。
  - イ. 優先的配当率（年率）は、「預金保険機構が公表する各事業年度（公表年度の前事業年度）の「優先配当年率としての資金調達コスト」×100」によって決定する。
  - ロ. 優先的配当率の決定の基準日は、初回を平成23年12月21日とし、以降、毎年、預金保険機構が直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先出資配当年率としての資金調達コストの公表日（7月頃）とする。
  - ハ. 決定された優先的配当率は、基準日の属する事業年度に適用する。
- (2) 優先的配当率の上限は年80割とする。
- (3) 優先出資者に対する剰余金の配当の額が優先的配当金を下回った場合、その下回った額は翌事業年度の優先的配当金に加算されないものとする。
- (4) 優先出資消却に際し優先出資者の優先出資を買い入れる場合に支払う額は、次のとおりとする。
  - イ. 買入価額は一口あたり50,000円とする。
  - ロ. 買い入れに伴い発生する予定優先的出資配当相当負担金は、「(一口当りの優先出資額面金額) × (優先的配当率) × (当該年度の配当起算日から買い入れまでの日数 / 365) × (買入口数)」とする。
- (5) 残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。
  - イ. 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。
  - ロ. 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行

済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資が額面金額を超えて発行された場合に限る。）。

ハ. イおよびロの分配を行った後、なお残余があるときは、払込済普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。

ニ. 残余財産の額がイおよびロにより算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 2. 募集口数            | 320,000口                                |
| 3. 募集優先出資の払込金額     | 1口につき 50,000円<br>(額面金額は1口 500円)         |
| 4. 払込期日            | 平成24年 1月18日(水)                          |
| 5. 増加する資本金および資本準備金 | 資本金 1口につき 25,000円<br>資本準備金1口につき 25,000円 |
| 6. 募集の方法           | 私 募<br>以 上                              |